

# 四日市大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 四日市大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科及び収容定員

### (学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

環境情報学部

総合政策学部

2 前項の学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
環境情報学部	環境情報学科	70名	280名
総合政策学部	総合政策学科	130名	520名

3 学部学科ごとの人材育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別表1－2のとおりとする。

### 第3章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(4) (削除)

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(7) 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

#### (在学年限)

第7条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第13条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第5章 入学

### (入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、転入学及び次条第3号に規定する者については、学期の始めとすることができます。

### (入学資格)

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (入学の出願)

第10条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金、学納金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び編入学)

第 13 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、相当年次に学長は入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は 1 年以上在学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者
- (4) 外国において、学校教育における 13 年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が決定する。

(再入学)

第 14 条 再入学を願い出た者があるときは、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は入学を許可することがある。ただし、第 31 条第 2 号の規定により除籍された者及び第 35 条の規定による退学者は、再入学を願い出ることができない。

## 第6章 教育課程及び履修方法等

### (授業科目)

第15条 授業科目を次のとおり分ける。

#### 平成25年度以降の入学者適用

学 部		授 業 科 目
環境情報学部	環境情報学科	全学共通教育科目
		専門教育科目
総合政策学部	総合政策学科	全学共通教育科目
		専門教育科目

2 前項に定めるもののほか、学生の進路・就職の支援を体系的に行う全学共通のキャリア共通科目を置く。

### (教育課程)

第16条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

### (単位)

第17条 授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

### (単位の計算方法)

第18条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

#### 平成25年度以降の入学者適用

学 部	学 科	基 準
環境情報 学部	環境情報学科	全学共通教育科目
		専門教育科目
総合政策 学部	総合政策学科	全学共通教育科目
		専門教育科目

15時間の授業  
をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第 19 条 一年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 20 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第 21 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(他の学部の授業科目の履修等)

第 21 条の 2 教育上有益と認めるときは、所定の手続を経て他の学部に属する授業科目を履修することができる。

(他大学における授業科目の履修等)

第 22 条 教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を限度として認定することができる。

3 他大学における授業科目の履修等に関する必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 22 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項に関する必要事項は、別に定める。なお認定できる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなし、認定された単位数と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 大学（外国の大学を含む。）又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認めるとときは、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の単位の認定は、編入学、転入学の場合を除き、60単位を限度として行うことができる。ただし、修業年数の短縮を行うことができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条の2 職業を有している等の事情により、第6条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを志願する者があるときは、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は第7条に定める在学年限を超えることはできない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業に必要な単位)

第24条 卒業に必要な単位は、次のとおりとする。

平成29年度以降の入学者適用

授業科目		単位数
2 学部共通教育科目	基礎科目	必修科目6単位
	語学科目	必修科目4単位、選択科目4単位以上 ただし、留学生は日本語で修得すること
	情報科目	必修科目6単位を含んで6単位以上
	地域科目	4単位以上
	一般 教養 科目	社会科学系列 人文科学系列 自然科学系列 各系列から4単位 合計12単位以上
	キャリア科目	
	特別科目	
	スキル科目	いずれかのユニットから10単位以上
	合計	50単位以上

授業科目		単位数
総合政策学部 専門教育科目	学部基礎科目	必修 6 単位
	演習科目	必修 12 単位
	分野科目選択 必修	いずれかの分野の科目から、必修 6 単位を含んで 24 単位以上
	分野共通科目・学部選択科目	分野共通科目および選択した以外の分野から 12 単位以上
	合計	62 単位以上

授業科目		単位数
環境情報学部 専門教育科目	学部基礎科目	必修 6 単位
	演習科目	必修 12 単位
	分野科目選択 必修	いずれかの分野の科目から、必修 6 単位を含んで 24 単位以上
	分野共通科目・学部選択科目	分野共通科目および選択した以外の分野から 12 単位以上
	合計	62 単位以上

※ただし、2 学部とも卒業に必要な総単位数は 130 単位以上

## 第 7 章 休学、転学、留学及び退学等

### (休学)

第 25 条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 削除

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学部教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第 26 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて許可を得て、更に 1 年以内に限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 7 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 27 条 休学期間に中にその理由が消滅した場合は、消滅した事由書を添えて、  
学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

2 削除

(転学部)

第 27 条の 2 他学部への転学部を志願しようとする者は、学部長に願い出て、  
その許可を受けなければならない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 27 条の 3 在籍学部内において他の学科への転学科を志願しようとする者は、  
学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(転学志願)

第 28 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に願い出  
て許可を受けなければならない。

2 削除

(留学)

第 29 条 外国の大学で授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て、学  
長の許可を得て留学することができる。

2 削除

3 前項の許可を得て留学した期間のうち、1 年以内に限り、第 6 条に定める  
修業年限に含めることができる。

4 第 22 条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 30 条 退学しようとする者は、学長に願い出て、学長の許可を受けなければ  
ならない。

2 削除

(除籍)

第 31 条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 7 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 26 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 第 27 条の復学手続きのない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 8 章 卒業及び学位

(卒業)

第 32 条 本学に 4 年（第 13 条第 1 項により入学した者については、同条第 2 項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第 24 条に定める単位数を修得した者については、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 33 条 卒業した者は、次の区分に従い学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
環境情報学部	環境情報学科	学士（環境情報）
総合政策学部	総合政策学科	学士（総合政策）

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 34 条 学生として表彰に値する行為があった者は、これを表彰することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第35条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業を怠り、成績の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第36条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生と聴講生)

第37条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

科目等履修生が履修した授業科目に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。

2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は聴講生として聴講を許可することがある。  
聴講生には単位を付与しない。

(特別聴講学生)

第 38 条 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は特別聴講学生として入学を許可することがある。

(委託生)

第 39 条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について 1 学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は委託生として入学を許可することがある。

(研究生等に関する規則)

第 40 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 41 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第 42 条 検定料、入学金及び授業料等は別表 2 のとおりとする。ただし、第 23 条の 2 に定める学生については、別に定める。

(授業料等の納付)

第 43 条 授業料等は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区 分	納付期限
1期（4月1日から9月15日まで）	4月末日 (ただし、入学にあってはその手続期間)
2期（9月16日から翌年3月31日まで）	10月末日 (学年中途の復学及び入学者の授業料等)
第44条 1期又は2期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。	
(学年中途の卒業見込者授業料等)	
第45条 学年の中途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月日が属する当該期の授業料等を納付するものとする。	
(退学、除籍及び停学者の授業料等)	
第46条 1期又は2期の中途中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。	
2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。	
(休学者の授業料等)	
第47条 1期又は2期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。	
(既納料の返還)	
第48条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち授業料等のみ返還する。	

## 第12章 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章 附属機関

### (附属機関)

第 50 条 本学に情報センターを置く。

第 51 条 本学に社会連携センターを置く。

第 52 条 本学にコンピュータセンターを置く。

第 52 条の 2 (削除)

第 52 条の 3 本学の目的を達成するために必要な附属機関を置くことができる。

第 53 条 第 50 条から第 52 条の 3 までに関する必要な事項は、別に定める。

## 第 14 章 施設

### (施設)

第 54 条 本学に体育館その他の施設を置く。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章 職員組織

### (職員)

第 55 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他 の職員を置く。

第 55 条の 2 本学に客員教授及び特任教員を置くことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

### (附属機関の長)

第 56 条 情報センターに館長、及び社会連携センターにセンター長を置くこと ができる。

### (部局等の長)

第 57 条 本学の各学部に学部長を置く。

2 削除

3 本学に事務組織として局、部、室を置くことができる。それぞれに担当副

学長、局長、室長、次長を置くことができる。

4 前各項に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 16 章 教授会等

### (大学協議会)

第 58 条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定める。

### (全学教授会)

第 58 条の 2 本学の教育研究に関わる重要な事項に関して、全学教授会を置く。

2 全学教授会は学長、副学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要あると認めた場合には准教授及びその他の教職員を参加させることができる。

3 全学教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 学則その他学内重要規則に関する事

(4) 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長、他の教授会が置かれる組織の長(学長等という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 全学教授会に関する必要な事項は、別に定める。

### (学部教授会)

第 58 条の 3 各学部の教育研究に関する重要な事項に関して、学部教授会を置く。

2 学部教授会は学部長及び当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要あると認めた場合には准教授及びその他の教職員を参加させる

ことができる。

3 学部教授会は、次の事項について意見を述べることができる。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。
- (3) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (4) 教員の人事に関すること。
- (5) 学則その他学内諸規程に関すること。
- (6) その他学部の運営に関する重要な事項

4 学部教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第 59 条 本学の運営に必要な場合には、各種委員会を置くことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

### 第 17 章 その他

(研究生等の学則の準用)

第 60 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

(その他)

第 61 条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の経済学部の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	180名
	経営学科	180名

## 附 則

この学則は、平成3年10月16日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成4年10月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成7年10月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成12年度の経済学部の入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	177名
	経営学科	177名

## 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの間の経済学部の入学定員は次のとおりとする。

### 平成13年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	119名
	経営学科	119名

### 平成14年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	116名
	経営学科	116名

### 平成15年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	113名
	経営学科	113名

## 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第48条については、平成15年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 経済学部現代ビジネス学科及び環境情報学部社会環境デザイン学科は、平成20年4月1日より学生募集を停止する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 メディアコミュニケーション学科は、平成23年4月1日より学生募集を停止する。

## 附 則

経済学部現代ビジネス学科については、平成24年3月31日に廃止する。

## 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

環境情報学部社会環境デザイン学科については、平成25年3月31日に廃止する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び経済学部経営学科は、平成25年4月1日より学生募集を停止する。

## 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

環境情報学部メディアコミュニケーション学科については、平成27年3月31日に廃止する。

## 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済経営学科は、平成29年4月1日より学生募集を停止する。

## 附 則

経済学部経営学科については、平成29年4月19日に廃止する。

## 附 則

この学則は、平成29年5月25日から施行する。

## 附 則

経済学部経済学科については、平成29年7月19日に廃止する。

## 附 則

この学則は、平成29年12月19日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

経済学部（経済経営学科）については、令和3年9月15日に廃止する。

## 附 則

この学則は、令和3年12月24日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 授業科目及びその単位数

総合政策学部総合政策学科

2023年度(令和5年度)の入学者適用

区分		授業科目名	配当年次	単位数	備考
			必修	選択	
共通基礎科目		「人間たれ」I	I	2	全学共通科目で、58単位以上修得すること。 共通基礎科目で14単位修得すること。ただし留学生は日本語(留学生対象科目)を修得すること。
		「人間たれ」II	I	2	
		四日市学	2	2	
		基礎コンピュータI	I	2	
		基礎コンピュータII	I	2	
		基礎英語I	I	2	
		基礎英語II	I	2	
		基礎日本語I	I	2	
		基礎日本語II	I	2	
					留学生対象科目 留学生対象科目
共通教養科目	語学選択科目	英語コミュニケーションI	2	2	語学選択科目で、4単位以上修得すること。ただし留学生は日本語(留学生対象科目)を修得すること。
		英語コミュニケーションII	2	2	
		中国語I	2	2	
		中国語II	2	2	
		ポルトガル語I	2	2	
		ポルトガル語II	2	2	
		海外語学研修a(英語)	I	2	
		海外語学研修b(中国語)	I	2	
		日本語中級I	2	2	
		日本語中級II	2	2	
一般教養科目	社会科学系列	政治学概論	I	2	社会科学系列で、4単位以上修得すること。
		経済学概論	I	2	
		社会学概論	I	2	
		社会福祉概論	I	2	
		日本国憲法概論	I	2	
		民法概論	I	2	
	人文科学系列	哲学概論	I	2	
		文学概論	I	2	
		歴史学概論	I	2	
		教育学概論	I	2	
共通応用科目	自然科学系列	地理学概論	I	2	自然科学系列で、4単位以上修得すること。
		心理学概論	I	2	
	キャリア必修科目	化学概論	I	2	
		地学概論	I	2	
		生物学概論	I	2	
		数学概論	I	2	
		情報科学概論	I	2	
		データサイエンス概論	I	2	
キャリアスキル科目	キャリア選択科目	キャリア基礎a	I	2	キャリア必修科目で、6単位修得すること。  留学生対象科目 留学生対象科目
		キャリア基礎b	2	2	
		キャリア基礎c	3	2	
	英語力養成ユニット	ビジネスマナー	2	2	
		ビジネスコミュニケーション	3	2	
		インターンシップa	2	2	
		インターンシップb	3	2	
		キャリアのための日本語力I	3	2	
		キャリアのための日本語力II	3	2	
公務員養成ユニット	IT基礎力養成ユニット	ビジネス英語a	I	2	いずれかのユニットを選択し、選択したユニットからの10単位以上を含めて、14単位以上修得すること。
		ビジネス英語b	I	2	
		ビジネス英語c	2	2	
		ビジネス英語d	2	2	
		ビジネス英語e	3	2	
		ビジネス英語アドバンストI	3	2	
		ビジネス英語アドバンストII	3	2	
		英語リーディングI	3	2	
		英語リーディングII	3	2	

全学共通科目

		社会調査士養成 ユニット	社会調査入門 社会調査の技法 統計学入門 社会統計学 フィールドワーク論 データ解析の技法 社会調査実習1 社会調査実習2	1 1 1 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2
		スポーツライセンス ユニット	スポーツ指導論 スポーツトレーニング論 アスリート育成論 スポーツ心理学 スポーツ生理学 スポーツ応用科学 スポーツメディカル論 スポーツ栄養学 地域スポーツ論 スポーツ政策論	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		特別科目	全学共通特別講義a 全学共通特別講義b 全学共通特別講義c 全学共通特別講義d 全学共通特別講義e ボランティア活動a ボランティア活動b 国際協力研修 海外環境研修 他大学開放科目a 他大学開放科目b 他大学開放科目c 他大学開放科目d 他大学開放科目e	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		学部基礎科目	政策科学入門Ⅰ 政策科学入門Ⅱ 入門演習a 入門演習b	1 2 1 1	2 2 2 2
		演習科目	基礎演習a 基礎演習b 専門演習a 専門演習b 卒業研究a 卒業研究b	2 2 3 3 4 4	2 2 2 2 2 2
		専攻間共通科目	総合政策概論 近現代史概論 社会思想史 公共哲学 マクロ経済学入門 ミクロ経済学入門 ジェンダー論 総合政策特別講義a 総合政策特別講義b 総合政策特別講義c	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2
学 部 專 門 科 目	公共政策専攻	専攻必修	地方自治論 法学入門 地域経済論	1 1 2	2 2 2
		法律・行政と危機管理	行政学 都市環境と法 警察行政と安全 消防行政と安心 法とまちづくり 防災とまちづくり	2 2 2 3 3 1	2 2 2 2 2 2
			地域福祉論 社会保障論 ダイバーシティ社会論 市民社会論 市民とまちづくり 地方議会とまちづくり	2 2 1 2 1 3	2 2 2 2 2 2
			都市計画論 地方財政論 地域開発論 交通政策論 産業とまちづくり 環境とまちづくり	2 2 3 3 2 2	2 2 2 2 2 2
			現代社会論 社会史 表象文化論	1 2 1	2 2 2
		人文社会専攻	文化人類学 現代文化論 グローバルイシューズ 比較文化論	2 2 2 2	2 2 2 2

学部専門科目で、72単位以上修得すること。学部基礎科目で8単位修得すること。

演習科目で12単位修得すること。

専攻間共通科目で6単位以上修得すること。

いずれかの専攻を選択し、選択した専攻必修6単位を含めて、30単位以上修得すること。さらに、専攻外(他専攻・他学部)で4単位以上修得すること。

		国際社会学	3	2
		文化表現論	3	2
歴史と社会		地域社会学	2	2
		文化史	2	2
		日本文化論	2	2
		環境社会学	3	2
		都市祭礼論	2	2
		ツーリズム論	3	2
交流と創発		スポーツ文化論	2	2
		コミュニケーション論	2	2
		生涯スポーツ論	3	2
		リーダーシップ論	3	2
		サブカルチャー論	2	2
		健康スポーツ実技	2	2
経営戦略専攻	専攻必修	経営学入門	1	2
		経営戦略論	2	2
		簿記入門	1	2
	組織管理	経営管理論	1	2
		経営組織論	2	2
		アントレプレナーシップ論	2	2
		企業論	2	2
	市場戦略	経営ケーススタディ	3	2
		マーケティング論	2	2
		多国籍企業論	2	2
		新興市場論	2	2
		流通論	2	2
		農業経営論	2	2
会計ファイナンス		メディア情報産業論	3	2
		マーケティング実践論	3	2
		会計学総論	1	2
		金融論	2	2
		財務諸表論	2	2
		管理会計論	3	2
他学部開設科目		経営分析論	3	2
		商業簿記	2	2
		他学部開設科目a	1	2
		他学部開設科目b	1	2
		他学部開設科目c	1	2
		他学部開設科目d	1	2
		他学部開設科目e	1	2

別表1 授業科目及びその単位数

環境情報学部環境情報学科

2023年度(令和5年度)の入学者適用

区分	授業科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通基礎科目	「人間たれ」I	I	2		全学共通科目で、58単位以上修得すること。 共通基礎科目で14単位修得すること。 ただし留学生は日本語(留学生対象科目)を修得すること。
	「人間たれ」II	I	2		
	四日市学	2	2		
	基礎コンピュータI	I	2		
	基礎コンピュータII	I	2		
	基礎英語I	I	2		
	基礎英語II	I	2		
	基礎日本語I	I	2		
	基礎日本語II	I	2		
					留学生対象科目 留学生対象科目
共通教養科目	英語コミュニケーションI	2	2		語学選択科目で、4単位以上修得すること。 ただし留学生は日本語(留学生対象科目)を修得すること。
	英語コミュニケーションII	2	2		
	中国語I	2	2		
	中国語II	2	2		
	ポルトガル語I	2	2		
	ポルトガル語II	2	2		
	海外語学研修a(英語)	I	2		
	海外語学研修b(中国語)	I	2		
	日本語中級I	2	2		
	日本語中級II	2	2		
一般教養科目	社会科学系列	政治学概論	I	2	社会科学系列で、4単位以上修得すること。
		経済学概論	I	2	
		社会学概論	I	2	
		社会福祉概論	I	2	
		日本国憲法概論	I	2	
		民法概論	I	2	
	人文科学系列	哲学概論	I	2	人文科学系列で、4単位以上修得すること。
		文学概論	I	2	
		歴史学概論	I	2	
		教育学概論	I	2	
		地理学概論	I	2	
		心理学概論	I	2	
	自然科学系列	化学概論	I	2	自然科学系列で、4単位以上修得すること。
		地学概論	I	2	
		生物学概論	I	2	
		数学概論	I	2	
		情報科学概論	I	2	
		データサイエンス概論	I	2	
共通応用科目	キャリア必修科目	キャリア基礎a	I	2	キャリア必修科目で、6単位修得すること。
		キャリア基礎b	2	2	
		キャリア基礎c	3	2	
	キャリアスキル科目	ビジネスマナー	2	2	留学生対象科目 留学生対象科目
		ビジネスコミュニケーション	3	2	
		インターンシップa	2	2	
		インターンシップb	3	2	
		キャリアのための日本語力I	3	2	
		キャリアのための日本語力II	3	2	
全学共通科目	英語力養成ユニット	ビジネス英語a	I	2	
		ビジネス英語b	I	2	
		ビジネス英語c	2	2	
		ビジネス英語d	2	2	
		ビジネス英語e	3	2	
		ビジネス英語アドバンストI	3	2	
		ビジネス英語アドバンストII	3	2	
		英語リーディングI	3	2	
		英語リーディングII	3	2	
	IT基礎力養成ユニット	ITリテラシー	I	2	
		WebプログラミングI	I	2	
		Webプログラミング2	2	2	
		文書表現ツールI	I	2	
	公務員養成ユニット	文章表現ツール2	2	2	
		データ操作ツールI	2	2	
		データ操作ツール2	3	2	
		プレゼンテーションツール	3	2	
	公務員養成ユニット	公務のための判断推理	I	2	いずれかのユニットを選択し、選択したユニットからの10単位以上を含めて、14単位以上修得すること。
		公務のための数的推理	I	2	
		公務のための政治学	I	2	
		公務のための経済学	2	2	
		公務のための法学	2	2	
		公務のための人文科学	2	2	
		公務のための自然科学	3	2	
		公務のための現代文・資料解釈	3	2	
		公務のための英文理解	3	2	
		公務のための論文・面接	4	2	

		社会調査士養成 ユニット	社会調査入門 社会調査の技法 統計学入門 社会統計学 フィールドワーク論 データ解析の技法 社会調査実習1 社会調査実習2	1 1 1 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2
		スポーツライセンス ユニット	スポーツ指導論 スポーツトレーニング論 アスリート育成論 スポーツ心理学 スポーツ生理学 スポーツ応用科学 スポーツメダカル論 スポーツ栄養学 地域スポーツ論 スポーツ政策論	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		特別科目	全学共通特別講義a 全学共通特別講義b 全学共通特別講義c 全学共通特別講義d 全学共通特別講義e ボランティア活動a ボランティア活動b 国際協力研修 海外環境研修 他大学開放科目a 他大学開放科目b 他大学開放科目c 他大学開放科目d 他大学開放科目e	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		学部基礎科目	環境情報学概論 I 環境情報学概論 II 入門演習a 入門演習b	1 1 1 1	2 2 2 2
		演習科目	基礎演習a 基礎演習b 専門演習a 専門演習b 卒業研究a 卒業研究b	2 2 3 3 4 4	2 2 2 2 2 2
		専攻間共通科目	メディアリテラシー 技術者研究者倫理 データサイエンスI データサイエンスII データサイエンスIII 環境データ処理 環境情報特別講義a 環境情報特別講義b 環境情報特別講義c	1 3 2 2 3 3 1 1 2	
					学部専門科目で、72単位以上修得すること。学部基礎科目で8単位修得すること。
					演習科目で12単位修得すること。
					専攻間共通科目で6単位以上修得すること。
学部 専門 科目	環境科学専攻	専攻必修	環境科学 生態学 環境保全学	1 2 2	2 2 2
		自然環境	地球環境学 環境化学 森林環境学 野生動物学 土壤環境学 陸水環境学 河川環境学 環境生物学 環境微生物学 海洋環境学 海洋生物学	1 1 1 2 2 2 3 1 2 2 2 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	人間社会専攻	専攻必修	社会問題論 社会統計学 社会統計実習 社会統計実習実習	1 1 1 1	2 2 2 2
		人間社会実習	社会問題論 社会統計学 社会統計実習 社会統計実習実習	1 1 1 1	2 2 2 2

	実習	自然調査法 伊勢湾海洋実習 環境基礎実験 環境実験・調査a 環境実験・調査b 環境実験・調査c	1 1 1 1 2 2	2 2 2 2 2 2	
メディア情報 専攻	専攻必修	情報科学 音と光の科学 地域社会とメディア情報	1 2 2	2 2 2	
	情報技術	ソフトウェア概論 ハードウェア概論 情報理論I 情報理論II AI概論 ソフトウェア工学概論 システム管理論	1 1 2 2 3 3 3	2 2 2 2 2 2 2	
		メディア表現	メディア概観 メディア情報と文化 映像概論 音響照明概論 メディア表現の科学 先進メディア論 メディア情報産業論	1 1 1 1 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2
		実習・情報技術	プログラミング実習基礎 プログラミング実習応用1 プログラミング実習応用2 データサイエンス実習 データベース実習	1 2 2 3 3	2 2 2 2 2
		実習・メディア表現	グラフィックツール1 グラフィックツール2 Webデザイン コンピュータグラフィックス 映像技術 ビデオツール 音響照明技術 電子音楽ツール 先進メディア技術 感性と創造 作品制作	1 1 2 3 2 2 2 2 3 1 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		他学部開設科目	他学部開設科目a 他学部開設科目b 他学部開設科目c 他学部開設科目d 他学部開設科目e	1 1 1 1 1	2 2 2 2 2

別表1 授業科目及びその単位数

総合政策学部総合政策学科

平成29年度以降の入学者適用

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
全 学 科 目	基礎科目	「人間たれ」 入門演習Ⅰ 入門演習Ⅱ	1 1 1	2 2 2	6単位修得すること  4単位修得すること。ただし留学生は日本語で修得すること  留学生対象科目  留学生対象科目  4単位以上修得すること。ただし留学生は日本語で4単位以上修得すること  留学生対象科目  留学生対象科目  留学生対象科目  留学生対象科目  6単位以上修得すること
	語 学 科 目	基礎英語Ⅰ 基礎英語Ⅱ 基礎日本語Ⅰ 基礎日本語Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ ポルトガル語Ⅰ ポルトガル語Ⅱ 海外語学研修a(英語) 海外語学研修b(中国語) 日本語中級Ⅰ 日本語中級Ⅱ 日本語上級Ⅰ 日本語上級Ⅱ	1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	情 報 科 目	コンピュータリテラシー 情報倫理 情報科学 情報と職業 アプリケーション演習Ⅰ アプリケーション演習Ⅱ	1 1 1 1 1 2	4 2 2 2 2 2	
	地 域 科 目	四日市学 地域社会の歴史 市民教育 人権論 地域社会と環境 地域防災 地域連携特別講義a 地域連携特別講義b	1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2	
	一 般 教 科	経営学 経済学 政治学 社会学 ジェンダー論 メディアリテラシー 社会福祉概論 日本国憲法 法学 民法入門	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	人文 科 学	倫理学 哲学 文学 文章表現論 文化論 教育学	1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2	各系列で4単位修得し、合計12単位以上修得すること

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
			必修	選択	
通 教 育 科 目	養 科 目 系 列  自 然 科 学 系 列	日本史概論	1	2	4単位以上修得すること
		世界史概論	1	2	
		地理学概論	1	2	
		地誌	1	2	
		科学的思考論	1	2	
		科学思想史	1	2	
		自然科学概論	1	2	
		数学概論	1	2	
		化学概論	1	2	
		地学概論	1	2	
		生物学概論	1	2	
		生物と進化	1	2	
		環境論	1	2	
		心理学	1	2	
	アキ 科 ヤ リ 目	キャリア基礎Ⅰ	1	2	
		キャリア基礎Ⅱ	2	2	
		キャリア基礎Ⅲ	2	2	
	特 別 科 目	ボランティア活動a	1	2	いづれかのユニットで10単位以上修得すること
		ボランティア活動b	1	2	
		国際協力研修	1	2	
		インターンシップ	2	2	
		他大学開放科目a	2	2	
		他大学開放科目b	2	2	
		他大学開放科目c	2	2	
		他大学開放科目d	2	2	
		他大学開放科目e	2	2	
育 科 目	養成社会調査士 ユニット	社会調査入門	1	2	いづれかのユニットで10単位以上修得すること
		社会調査の技法	1	2	
		データ分析の基礎	2	2	
		統計的分析	2	2	
		データ解析の技法	2	2	
		フィールドワーク論	2	2	
		社会調査実習1	3	2	
		社会調査実習2	3	2	
	公務員養成ユニット	公務のための数的推理	1	2	いづれかのユニットで10単位以上修得すること
		公務のための判断推理	1	2	
		公務のための現代文	1	2	
		公務のための政治学	2	2	
		公務のための経済学	2	2	
		公務のための法学	2	2	
		公務のための人文科学	2	2	
		公務のための自然科学	3	2	
	おもてなし経営ユニット	公務のための英文理解	3	2	いづれかのユニットで10単位以上修得すること
		公務のための論文・面接	4	2	
		ビジネスマナー	1	2	
		サービス経営論	1	2	
		販売士講座	2	2	
		ビジネスコミュニケーション	2	2	
		グローバルコミュニケーション	2	2	

区分		授業科目的名称	配当年次	単位数	備考
			必修	選択	
目 標	英語力養成ユニット	おもてなし特別講義b	2	2	
		観光英語 I	1	2	
		観光英語 II	1	2	
		コンピュータ英語 I	1	2	
		コンピュータ英語 II	1	2	
		英語表現 I	2	2	
		英語表現 II	2	2	
		ビジネス英語 I	2	2	
		ビジネス英語 II	2	2	
		検定英語 I	3	2	
		検定英語 II	3	2	
	デジタルアセットデザイン	メディアツールa	1	2	
		メディアツールb	1	2	
		メディアツールc	2	2	
		メディアツールd	2	2	
		Webデザインa	2	2	
		Webデザインb	3	2	
専門教育科目	学部科目基礎	Webプログラミングa	1	2	
		Webプログラミングb	2	2	
		インターネット論	2	2	
	演習科目	政策科学入門	1	2	6単位修得すること
		総合政策論 I	1	2	
		総合政策論 II	2	2	
		基礎演習a	2	2	12単位修得すること
		基礎演習b	2	2	
		専門演習a	3	2	
	地域・まちづくり分野	専門演習b	3	2	
		専門演習c	4	2	
		専門演習d	4	2	
		地方自治論	1	2	
		地域経済論	2	2	
		政策過程論	2	2	
専門教育科目	政策の理論	現代財政学	2	2	
		行政法	2	2	
		行政学	2	2	
		都市法	3	2	
		政策法務	3	2	
	地域・まちづくり分野	地域産業論	2	2	
		地域開発論	2	2	
		地域福祉論	2	2	
		社会保障論	2	2	
		地域社会学	2	2	
		環境社会学	2	2	
		女性学	2	2	
	まちづくり	食とまちづくり	1	2	
		祭りとまちづくり	2	2	
		音楽とまちづくり	2	2	
		鉄道とまちづくり	2	2	
		コミュニティ論	1	2	
		地方議会論	2	2	
		NPO論	2	2	
	専門教育科目	マイナリティ政策	1	2	
		環境政策	2	2	

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数	備考
			必修	選択	
地域政策	観光政策	2		2	
	経済政策	2		2	
	都市政策	2		2	
	交通政策	2		2	
	都市計画論	3		2	
	分野必修	からだとこころ	2	2	
		こころの科学	2	2	
		スポーツ政策論	1	2	
	スポーツ基礎	スポーツ指導論	1	2	
		スポーツトレーニング論	1	2	
スポーツ・人間分野	スポーツ心理学	1		2	
	スポーツ社会学	2		2	
	スポーツ生理学	2		2	
	健康スポーツ論	2		2	
	スポーツ栄養学	2		2	
	スポーツ実践	アスリート育成論	1	2	
		スポーツ応用科学	2	2	
		スポーツメディカル論	2	2	
	地域スポーツ論	2		2	
	スポーツ実技	1		2	
専門教育科目	こころと健康	介護予防スポーツ	2	2	
		健康スポーツ実技	2	2	
		こころの健康	1	2	
		こころと文学	2	2	
	分野必修	国際経済事情	1	2	
国際・経営分野		国際関係論	2	2	
		経営管理論	2	2	
	国際理解	日本経済事情	1	2	
		金融論	2	2	
		国際経営論	2	2	
		国際協力論	2	2	
		開発経済学	2	2	
	ビジネス経営	簿記入門	1	2	
		会計学総論	1	2	
		財務諸表論	2	2	
分野共通科目	経営戦略論	1		2	
	マーケティング論	2		2	
	中小企業論	2		2	
	人事管理論	3		2	
	ものづくり経営	2		2	
文化論	流通論	2		2	
	農業経営論	2		2	
	起業論	2		2	
	特別講義	総合政策特別講義Ⅰ	1	2	
		総合政策特別講義Ⅱ	1	2	
		総合政策特別講義Ⅲ	1	2	
	出版文化論	2		2	
	日本文化論	2		2	
	東洋文化論	2		2	
	西洋文化論	2		2	
	地域文化論	3		2	

分野共通科目及び選択した以外の分野から12単位以上修得すること

別表1 授業科目及びその単位数

## 環境情報学部環境情報学科

平成29年度以降の入学者適用

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
全 学 科 目	基礎科目	「人間たれ」 入門演習Ⅰ 入門演習Ⅱ	1 1 1	2 2 2	6単位修得すること  4単位修得すること。ただし留学生は日本語で修得すること  留学生対象科目  留学生対象科目  4単位以上修得すること。ただし留学生は日本語で4単位以上修得すること  留学生対象科目  留学生対象科目  留学生対象科目  留学生対象科目  6単位以上修得すること
	語 学 科 目	基礎英語Ⅰ 基礎英語Ⅱ 基礎日本語Ⅰ 基礎日本語Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ ポルトガル語Ⅰ ポルトガル語Ⅱ 海外語学研修a(英語) 海外語学研修b(中国語) 日本語中級Ⅰ 日本語中級Ⅱ 日本語上級Ⅰ 日本語上級Ⅱ	1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	情 報 科 目	コンピュータリテラシー 情報倫理 情報科学 情報と職業 アプリケーション演習Ⅰ アプリケーション演習Ⅱ	1 1 1 1 1 2	4 2 2 2 2 2	
	地 域 科 目	四日市学 地域社会の歴史 市民教育 人権論 地域社会と環境 地域防災 地域連携特別講義a 地域連携特別講義b	1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2	
	一 般 教 科 目	経営学 経済学 政治学 社会学 ジェンダー論 メディアリテラシー 社会福祉概論 日本国憲法 法学 民法入門	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	人文 科 学	倫理学 哲学 文学 文章表現論 文化論 教育学	1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2	各系列で4単位修得し、合計12単位以上修得すること

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
			必修	選択	
通 教 育 科 目	養 科 目 系 列	日本史概論	1	2	4単位以上修得すること
		世界史概論	1	2	
		地理学概論	1	2	
		地誌	1	2	
		科学的思考論	1	2	
		科学思想史	1	2	
		自然科学概論	1	2	
		数学概論	1	2	
		化学概論	1	2	
		地学概論	1	2	
		生物学概論	1	2	
		生物と進化	1	2	
		環境論	1	2	
		心理学	1	2	
	アキ 科 ヤ 目 リ	キャリア基礎Ⅰ	1	2	
		キャリア基礎Ⅱ	2	2	
		キャリア基礎Ⅲ	2	2	
	特 別 科 目	ボランティア活動a	1	2	4単位以上修得すること
		ボランティア活動b	1	2	
		国際協力研修	1	2	
		インターンシップ	2	2	
		他大学開放科目a	2	2	
		他大学開放科目b	2	2	
		他大学開放科目c	2	2	
		他大学開放科目d	2	2	
		他大学開放科目e	2	2	
育 科 目	公 務 員 養 成 ユ ニ ット	公務のための数的推理	1	2	いずれかのユニットで10単位以上修得すること
		公務のための判断推理	1	2	
		公務のための現代文	1	2	
		公務のための政治学	2	2	
		公務のための経済学	2	2	
		公務のための法学	2	2	
		公務のための人文科学	2	2	
		公務のための自然科学	3	2	
		公務のための英文理解	3	2	
		公務のための論文・面接	4	2	
	お も て な し 経 営 ユ ニ ット	ビジネスマナー	1	2	
		サービス経営論	1	2	
		販売士講座	2	2	
		ビジネスコミュニケーション	2	2	
		グローバルコミュニケーション	2	2	
		オペレーション演習	2	2	
		ビジネスマネジメント	3	2	
	お も て な し 特 別 講 義 ユ ニ ット	マーケティング演習	3	2	
		おもてなし特別講義a	2	2	
		おもてなし特別講義b	2	2	
	ス キ ル 科 目	観光英語 I	1	2	
		観光英語 II	1	2	
		コンピュータ英語 I	1	2	
		コンピュータ英語 II	1	2	
		英語表現 I	2	2	
		英語表現 II	2	2	
		ビジネス英語 I	2	2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
			必修	選択		
目 的 性 ・ 能 力 開 発 方 向 	ツ ト メ デ ユ イ ニ ア シ ン ト ザ イ ン	ビジネス英語 II	2	2		
		検定英語 I	3	2		
		検定英語 II	3	2		
		メディアツール a	1	2		
		メディアツール b	1	2		
		メディアツール c	2	2		
		メディアツール d	2	2		
		Webデザイン a	2	2		
		Webデザイン b	3	2		
		Webプログラミング a	1	2		
		Webプログラミング b	2	2		
		インターネット論	2	2		
		基礎数学	1	2		
		統計リテラシー	1	2		
		確率基礎	2	2		
	養 成 理 ニ ・ ニ 統 シ 計 ト カ 力	微分積分	2	2		
		線型代数	2	2		
		データ分析の基礎	2	2		
		統計的分析	2	2		
		データ解析の技法	2	2		
		データ統計処理	3	2		
基礎学 科部 目基 本 能 力 開 発 方 向 	基礎学 科部 科目 基 本 能 力 開 発 方 向 	環境情報学概論 I	1	2	6単位修得すること	
		環境情報学概論 II	1	2		
		四日市公害論	2	2		
	演 習 科 目	基礎演習 a	2	2	12単位修得すること	
		基礎演習 b	2	2		
		専門演習 a	3	2		
		専門演習 b	3	2		
		専門演習 c	4	2		
		専門演習 d	4	2		
	自然 環 境 分 野	分 野 必 修	地球環境学総論	1	2	いずれかの分野を選択し、必修6単位を含み、24単位以上修得すること
		生態学	2	2		
		環境保全学	2	2		
		基礎環境	環境化学	1	2	
		環境保全	環境化学実験	1	2	
		環境保全	自然調査法	2	2	
		環境保全	地域環境論	1	2	
		環境保全	環境エネルギー論	3	2	
		環境保全	資源循環論	3	2	
		環境保全	地理情報システム論	3	2	
	環境 生 態 学	環境保全	環境倫理学	1	2	
		環境保全	環境政策	2	2	
		環境保全	環境保全ヒツリズム	2	2	
		環境保全	環境社会学	2	2	
		環境保全	環境法	3	2	
		環境保全	都市環境論	3	2	
		環境保全	海洋学	1	2	
	環境 生 態 学	環境保全	生物分類学	2	2	
		環境保全	海洋調査法	2	2	
		環境保全	環境実験・調査 a	2	2	
		環境保全	陸水学	2	2	
		環境保全	森林学	3	2	
		環境保全	土壤学	3	2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
			必修	選択	
専門教育科目	食糧と環境	食糧生産学	1	2	分野共通科目及び選択した以外の分野から12単位以上修得すること
		食品微生物学	2	2	
		食品衛生学	2	2	
		環境実験・調査b	2	2	
		農産物流論	3	2	
		農業経営論	3	2	
	分野必修	メディア情報と文化	1	2	
		脳・音・光の科学 I	2	2	
		ソフトウェア論	2	2	
		メディアの歴史	1	2	
メディア情報分野	メディアと社会	情報と感性	1	2	
		音楽とまちづくり	1	2	
		脳・音・光の科学 II	2	2	
		グラフィックデザイン概論	2	2	
		コミュニケーションデザイン論	3	2	
		次世代メディア社会	3	2	
		コンピュータ音楽論	3	2	
		コンピュータグラフィックス	3	2	
	スタジオと制作	ポップカルチャー論	3	2	
		感性と創造	1	2	
分野共通科目	情報	表現と思想	2	2	
		映像概論	2	2	
		照明概論	2	2	
		音響概論	2	2	
		クリエイティブワーク I	2	2	
		クリエイティブワーク II	3	2	
		スタジオ技術論	3	2	
		イベント制作演習	3	2	
	文化論	ハードウェア論	1	2	
		プログラミング	2	2	
	特別講義	コンピュータ動作論	2	2	
		システム管理論	2	2	
		データベースプログラミング	3	2	
		情報システム論	3	2	
		メディア情報産業論	3	2	
		環境情報特別講義 I	1	2	
		環境情報特別講義 II	2	2	
		環境情報特別講義 III	2	2	

## 別表1－2 人材育成及び教育研究上の目的

2023年度(令和5年度)の入学者適用

本学は、学則第1条の目的を達成するために、総合政策学部並びに環境情報学部を設置し、両学部の特性を生かした教育研究を向上させ、建学の精神「人間たれ」に基づき、心豊かで、地域社会に貢献する有為な人材の育成を目指している。

その際、総合政策学部は、東京一極集中のなかで人口減少に直面している現代社会に対応した問題解決能力の向上を、環境情報学部は、産業と環境が調和するモデル都市を目指す四日市に立地しているところから、情報を収集し、処理分析し、発信力を高めることを、それぞれ、特にを目指している。

同時に、多様化し複雑化する諸問題を把握し、基礎教養の獲得と将来の進路選択能力を養成する全学共通科目を開設し、少人数教育、アクティブ・ラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングの実施、また、個別指導のための「成長スケール」の活用、専門的能力及び資格取得を支援するキャリアスキル科目の履修を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力の基礎的技量の向上を図る。

総 合 政 策 学 部	<p>総合政策学部総合政策学科は、地域から世界まで幅広い視野をもち、激動する現代社会に力強く対応できる判断力・行動力と豊かな人間性を備えた、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。このため、既存の学問の枠組みを超えた公共政策専攻、人文社会専攻、経営戦略専攻の3つの専攻を設置し、次に掲げる特徴を有する教育を行う。</p> <p>【一人ひとりの学ぶ目的に即した教育の提供】</p> <p>幅広い科目の設定と自由な選択の保障と全学年にわたる学生に対する個別指導により、公務員、企業、NPO等学生の進路や学ぶ目的に即した教育研究の機会を提供する。</p> <p>【総合的な人間力の養成】</p> <p>ディベート、アクティブ・ラーニングなどの手法と社会人学生・留学生等多様な学生相互の交流の促進を通じて、学力のみならず、コミュニケーション力、情操力などの総合的な人間力を養成する。</p> <p>【地域との連携】</p> <p>行政、議会、企業、NPO等と協働して、プロジェクト・ベースド・ラーニングを多用した「地域を教室・講師とした」学びの場を提供する。</p>
環 境 情	<p>地球温暖化や海洋プラスチック問題など、人類が引き起こした地球規模の環境問題は、人類自らの生存を脅かしている。その中で、自然環境と人間の諸活動が調和できる社会、すなわち持続可能な地域循環共生社会の実現が強く求められるようになった。一方、AIやIoTなど高度情報通信技術や先端メディア技術の進化・普及は目覚ましく、社会のあり方に影響を及ぼし始め、日本政府も現実社会とサイバー社会を融合させたSociety5.0の構築を開始した。</p> <p>環境情報学部では、こういった社会変化・要請に応えるために、環境科学専攻とメディア情報専攻の2つの専攻を設置する。両専攻の共通した基礎教育として、専門家としての倫理感、</p>

**報  
学  
部**

豊かな感性、及びコミュニケーション力の育成を目指す。また、データサイエンス・リテラシーの知識とデータ処理技術を習得させる。

その上で、環境科学専攻では、地球規模や地域の環境問題に関する知識・技術を習得させるとともに、正しい科学的知識に基づいて環境問題に対処していくことのできる人材を育成する。メディア情報専攻では、情報技術・メディア表現技術を習得させるとともに、社会に役立つ創造的な情報コンテンツを提供できる人材を育成する。

## 別表1－2 人材育成及び教育研究上の目的

2017年度(平成29年度)以降の入学者適用

本学は、学則第1条の目的を達成するために、総合政策学部並びに環境情報学部を設置し、両学部の特性を生かした教育研究を向上させ、建学の精神「人間たれ」に基づき、心豊かで、地域社会に貢献する有為な人材の育成を目指している。

その際、総合政策学部は、打ち続く東京一極集中のなかで、初めて経験する人口減少社会に直面している現代社会に対応した問題解決力の向上を、環境情報学部は、産業と環境が調和するモデル都市を目指す四日市に立地しているところから、情報を収集し、処理分析し、発信力を高めることを、それぞれ、特に目指している。

同時に、多様化し複雑化する諸問題を把握し、基礎教養の獲得と将来の進路選択能力を養成する全学共通教育科目を開設し、少人数教育、アクティブ・ラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングの実施、また、個別指導のための「成長スケール」の活用、専門的能力及び資格取得を支援するスキル科目の履修を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力の基礎的技量の向上を図る。

### 総合政策学部

総合政策学部総合政策学科は、地域から世界まで幅広い視野をもち、激動する現代社会に力強く対応できる判断力・行動力と豊かな人間性を備えた、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。このため、既存の学問の枠組みを超えた地域・まちづくり、国際・経営、スポーツ・人間の3つの分野（科目群）を設置し、次に掲げる特徴を有する教育を行う。

#### 【一人ひとりの学ぶ目的に即した教育の提供】

幅広い科目の設定と自由な選択の保障と全学年にわたる学生に対する個別指導により、公務員、企業、NPO等学生の進路や学ぶ目的に即した教育研究の機会を提供する。

#### 【総合的な人間力の養成】

スポーツ、ディベート、アクティブ・ラーニングなどの手法と社会人学生・留学生等多様な学生相互の交流の促進を通じて、体力、コミュニケーション力、情操力などの総合的な人間力を養成する。

#### 【地域との連携】

行政、議会、企業、NPO等と協働して、プロジェクト・ベースド・ラーニングを多用した「地域を教室・講師とした」現実を重視した学びの場を提供する。

## 環境情報学部

現代社会がもたらした環境問題は、人類の生存を脅かす地球規模の危機を引き起こしている。そのため自然環境と人間の諸活動が調和できる社会を構築し、「持続可能な社会」の実現が要請されている。一方、種々のコミュニケーション手段の進化・普及は社会全体に影響を及ぼしている。単なる技術にとどまらず、異文化社会の理解もふまえて、人間を基軸にしたメディアコミュニケーションの確立も求められている。

環境情報学部では、こういった要請に応えるため、高度な情報処理能力を身につけ、総合的な環境の学習・研究・実践を目指すことを教育・研究の目的とし、さらに豊かな感性とコミュニケーション能力をもち、科学的視野にたって、地球・社会・メディアの環境を支える人材を育てると共に、調和した地球環境を築く意欲と能力を備えた人材を養成する。

そのために、自然環境分野とメディア情報分野の2つの分野を設置し、情報処理技術を基礎に、以下に述べる事柄を実践できる人材を育成する。自然環境分野では、環境に関する基礎的な知識の習得、環境化学分析や測定などの実験科目などを通して、地域の環境を科学的な手法で把握し、人間を取り巻く環境について考察できる人材を育成する。メディア情報分野では、音響、映像、照明、電子メディアの技術を習得、何をどのように伝えるのかを考える上での他者理解、自己理解を探求する文化論を通して、自己の考えをメディア表現できる人材を育成する。さらに、高度な情報通信技術を習得し、その技術で社会に貢献できる人材を育成する。

## 検定料、入学金、授業料等

(単位：円)

## 総合政策学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学		別に定める	680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	50,000	335,000	32,500		
科目等履修生	10,000					
継続				10,000		10,000
聽 講 生	5,000				10,000	
継続					5,000	
特別聽講学生		別に定める				別に定める

## 環境情報学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学		別に定める	680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	50,000	335,000	32,500		
科目等履修生	10,000					
継続				10,000		10,000
聽 講 生	5,000				10,000	
継続					5,000	
特別聽講学生		別に定める				別に定める

- (注) 1 授業料等の改定は、全学年を対象として実施することがある。
- 2 平成29年度の入学者より、教学費を教育充実費に統合する。
- 3 平成29年度環境情報学部の入学者より、実習費40,000円を徴収する。(教育充実費に含む)  
ただし、徴収年次は2年次以降とし、毎年徴収する。
- 4 センター試験利用入学試験の場合、検定料は15,000円とする。
- 5 「科目等履修生」、「聽講生」欄にある「継続」とは、当学期を修了した科目等履修生  
及び聽講生が、翌学期に引き続き科目等履修生、聽講生を継続する場合をいう。  
ただし、連続2年を限度とする。
- 6 罹災した受験生に対する入学検定料、及び入学金・授業料減免の特別措置については、  
別に定める。
- 7 令和元年度より外国人留学生入学試験のうち指定校推薦と日本留学試験利用入試に限り、  
検定料を25,000円とする。

## 検定料、入学金、授業料等

(単位：円)

## 総合政策学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学	別に定める		680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	70,000	335,000	32,500		
科目等履修生	20,000	24,000				
継続				10,000		10,000
聽 講 生	20,000			10,000		
継続						9,000
特別聽講学生	別に定める					別に定める

## 環境情報学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学	別に定める		680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	70,000	335,000	32,500		
科目等履修生	20,000	24,000				
継続				10,000		10,000
聽 講 生	20,000			10,000		
継続						9,000
特別聽講学生	別に定める					別に定める

- (注) 1 授業料等の改定は、全学年を対象として実施することがある。  
 2 平成29年度の入学者より、教学費を教育充実費に統合する。  
 3 平成29年度環境情報学部の入学者より、実習費40,000円を徴収する。(教育充実費に含む)  
 ただし、徴収年次は2年次以降とし、毎年徴収する。  
 4 センター試験利用入学試験の場合、検定料は15,000円とする。  
 5 「科目等履修生」、「聽講生」欄にある「継続」とは、当学期を修了した科目等履修生  
 及び聽講生が、翌学期に引き続き科目等履修生、聽講生を継続する場合をいう。  
 ただし、連続2年を限度とする。  
 6 罹災した受験生に対する入学検定料、及び入学金・授業料減免の特別措置については、  
 別に定める。